平成２２年（フ）第７００号
金沢市神谷内町葵34番地
破産者　山崎　　繁
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９１９号
京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅱ―509号
破産者　三谷　千晴
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
熊本県宇城市不知火町松合766番地
破産者　川本ミヱ子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１１６号
熊本市蓮台寺１丁目７番23号
破産者　木村　美加
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第７０２３号
大阪市城東区中浜１丁目５番17号
破産者　ライフクリエイトこと　木村　栄作
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月15日午後４時
平成23年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２７号
大阪市東住吉区矢田６丁目７番23号　ツバイト東住吉401号
破産者　山口　広美
1　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
2　一般調査期日　平成23年９月５日午後４時
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４号
熊本市石原２丁目１番37号
破産者　東　　優二
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年９月16日午後２時30分
平成23年７月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４１号
愛知県豊田市東梅坪町９―５―４　中根ビル301号室、開始決定時の住所愛知県一宮市花池３丁目５番２―603号　サンマンションアトレ一宮
破産者　眞野　繁正
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年９月30日午前10時45分
平成23年７月８日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６８０号
大阪府八尾市垣内３丁目73番地
破産者　株式会社総和興産
1　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月21日午後２時30分
平成23年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２号
北海道河西郡芽室町東６条８丁目４番地13
破産者　児玉　智子（旧姓諏訪・岡本）
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午後１時40分
平成23年７月７日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８０７０号
大阪府高槻市大和２丁目７―２、開始決定時の住所大阪府高槻市奈佐原１丁目７番３号
破産者　林　　一郎
1　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午後３時30分
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第３４１号
大分市末広町２丁目３番15号
破産者　タナベクリエート株式会社
特別調査期日　平成23年９月13日午後１時30分
平成23年７月８日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第４２２２号
大阪市東淀川区東中島３丁目２番21号
破産者　有限会社共栄商事
1　期日　平成23年９月14日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８２号
大阪市中央区久太郎町１丁目９番26号
破産者　株式会社ダイナックスジャパン
1　期日　平成23年８月４日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第８４号
山口県長門市西深川733番地の１
破産者　山陰産業有限会社
異議申述期間　平成23年８月16日まで
平成23年７月７日　　山口地方裁判所萩支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第３９４７号
東京都港区麻布十番２丁目21―６―302、開始決定時の住所東京都渋谷区神南１丁目13―８―1503
破産者　堤　　龍司
審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
平成23年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３０２６号
大阪市住吉区南住吉１丁目22番14号
清算株式会社　秋山興産住宅株式会社
代表清算人　秋山　友昭
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３０１４号
大阪府吹田市南吹田５丁目38番25号ミツヨシビル内
清算株式会社　ミツヨシ金属株式会社
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３００５号
大阪市港区海岸通３丁目４番82号
清算株式会社　徳山生コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第２４号
千葉県東金市滝503番地
更生会社　株式会社エイチシーシー
管財人　綾　　克己
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部